七）

十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）

十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）

ン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星

十七の九―第三十七条の二十七の十一）

二・第三十七条の二十七の十一の三）

超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線

送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の

基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七

設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）

無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）

条の二十六の二）に改める。

」

第三条の二の見出し中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に、「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に、「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第九条の三中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）」に改める。

第十四条第一項の表一の項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表二の項中「移動受信用地上放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信用上放送をいう。以下同じ。）」を「移動受信用地上基幹放送」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表二の二の項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四章第一節の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の二中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の三中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二号中「中波放送に関する送信の標準方式（平成四年郵政省令第四号）」を「中波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十五号）」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第三十三条の四から第三十三条の八までの規定中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の九を次のように改める。

第三十三条の九　削除

第四章第一節の二の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の十から第三十三条の十二までの規定及び第三十三条の十四第二項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の十八（見出しを含む。）中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十三条の十九を削る。

第四章第二節の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十六条第一項中「パイロット信号」を「パイロット信号」に、「超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）」を「超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）」に、「第三条第三項」を「第四条第三項」に、「第五条第四号」を「第六条第四号」に改める。

第三十六条の二第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項中「パイロット信号」を「パイロット信号」に、「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第三十六条の三から第三十六条の六までの規定及び第三十七条中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四章第二節の二の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二の二中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の三第一項中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）」を「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三十七条の四第二項、第三十七条の五及び第三十七条の六中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の六の二中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三十七条の六の三中「第八条第六項」を「第十条第六項」に改める。